

八幡平市障がい福祉ガイドブック (令和5年度改訂版)



八 幡 平 市

八幡平市障がい福祉ガイドブックは、病気や障がいのある方が利用できる障害福祉サービスと手続きについてのご案内です。

障害福祉サービスは、障がいの内容やご本人の状態によって利用できる内容が違います。

このガイドブックを活用していただき、ご自分にあったサービスを利用していただければ幸いです！

目 次		ページ
障害福祉サービス利用相談窓口	2
障害福祉サービスの種類と利用手続き	3
(1) 障害者総合支援法に基づく福祉サービス	3~10
(2) 障害者手帳	11
(3) 特別児童扶養手当	12
(4) 障害基礎年金、障害厚生年金	12
(5) 特別障害者手当	12
(6) 障害児福祉手当	12
(7) 障害者扶養共済制度	12
(8) 介護保険	13
(9) 難病等	13
(10) 障害者差別解消法	13
八幡平市の障害福祉サービス事業所一覧	14~15
障害者手帳等で受けられる割引などの制度	16~17

* 「障害」と「障がい」の記載については、法律に記載されているものは「障害」、それ以外は「障がい」と記載しています。

* 障害福祉サービスの利用料は、制度の見直しがありますので、今後、内容が変更される場合もあります。



1 障害福祉サービス利用相談窓口

障害福祉サービス利用の相談窓口は、市役所地域福祉課、西根・安代総合支所及び田山支所です。

障害福祉サービスの利用を希望する方は、**申請書**を市役所地域福祉課、西根・安代総合支所又は田山支所に提出していただきます。

必要な書類等は利用するサービスによって異なりますので、担当係までお問い合わせください。

八幡平市地域福祉課

障がい福祉係 電話 74-2111

八幡平市西根総合支所

市民福祉係 電話 76-2111

八幡平市安代総合支所

市民福祉係 電話 72-2111

八幡平市田山支所

電話 73-2030



*様々な手続きに関係のある市役所の窓口を紹介します

市民課.....戸籍謄本・抄本の交付、住民票の交付、婚姻・出生・死亡等の届出、パスポート、各種証明書等の発行、狂犬病予防、犬の登録、環境衛生（ゴミ収集他）、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、医療費助成

税務課.....市税、納税相談

地域福祉課..生活保護、民生委員、日本赤十字社関係、障がい福祉、子育て支援、保育施設入所、婦人・家庭相談、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当

健康福祉課..介護保険届出・申請、高齢者生活援助サービス、母子健康手帳発行、予防接種、乳幼児健診、各種検診、健康相談

西根・安代総合支所及び田山支所...市民福祉係が、いろいろな手続きをおこなう窓口です。



2 障害福祉サービスの種類と利用手続き

障害福祉サービスは、いろいろな法律に基づき提供されています。サービスの種類と手続きの方法をお知らせいたします。

(1) 障害者総合支援法に基づく福祉サービス

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、**自立支援給付**（介護給付、訓練等給付、補装具の購入・修理・借受け、自立支援医療、相談支援）**地域生活支援事業**（相談支援、地域活動支援センター、日常生活用具給付、移動支援等）**障害児通所支援**（児童福祉法）があります。

障害者総合支援法について

障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして平成 18 年に制定され、平成 25 年に法律名が改正されました。

障がいのある方の生活を支援していくことをねらいとした制度です。



- ・障がいの種別に関らず、障がいのある人たちが必要とするサービスを利用できるようにします。
- ・サービスを利用する仕組みを一本化し、施設・事業の内容を見直し、使いやすくします。
- ・働ける場所を増やすなど、就労支援の仕組みを強化します。

<利用手続き>

自立支援給付を利用するときは、八幡平市が行う「障害支援区分認定調査」が必要です。「障害支援区分認定調査」は、どのくらい福祉サービスが必要かなどを判断するための調査です。

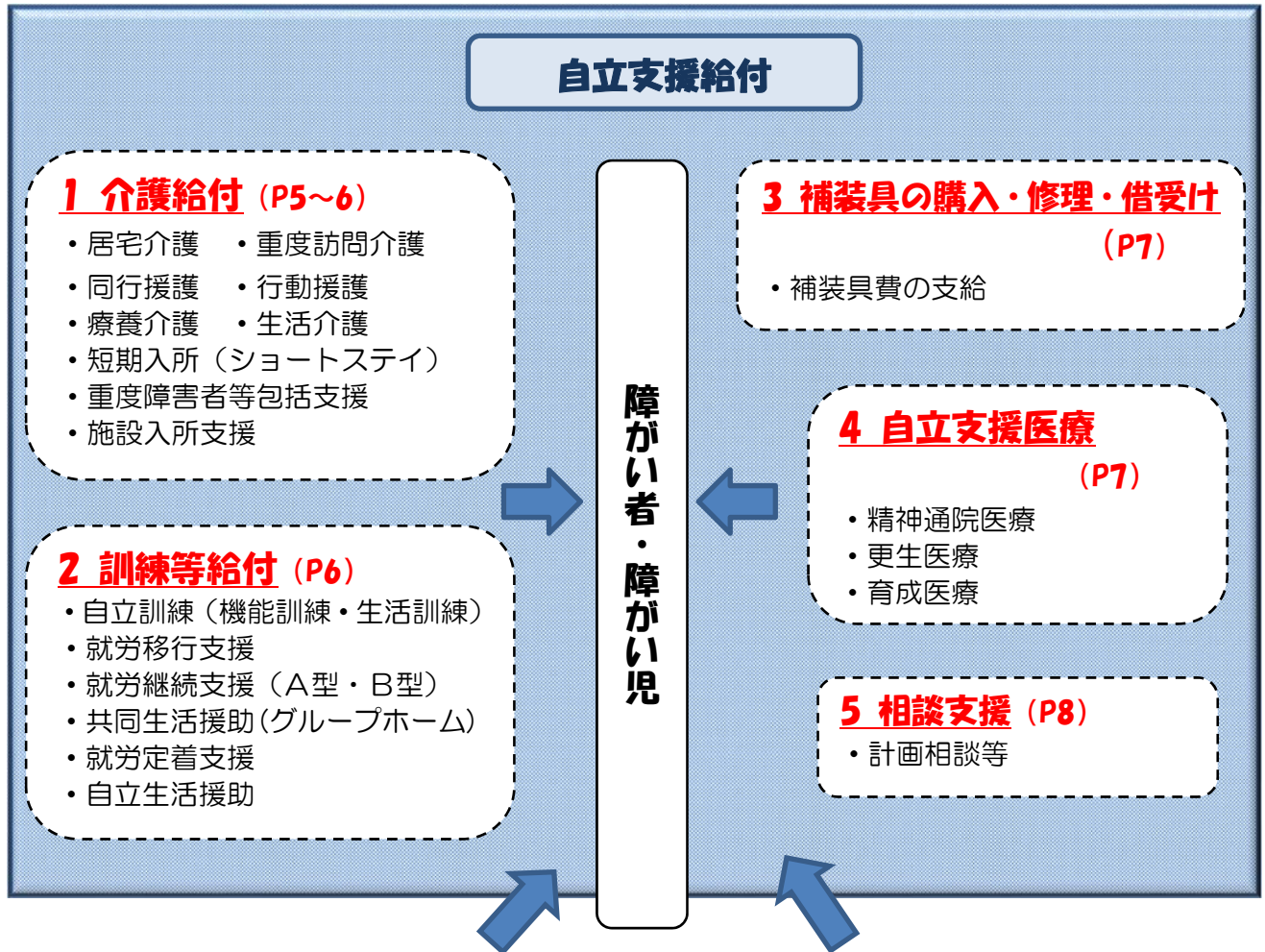
※地域生活支援事業、障害児通所支援を利用する場合は、認定調査はありません。

- ① **相談・申請**……………福祉サービス利用について申請書を提出します。また、サービス利用計画案作成について、相談支援事業所に依頼します。
- ② **障害支援区分認定調査**…… ご本人の状態について 80 項目の調査をおこないます。
- ③ **障害支援区分認定審査会**…… 調査結果や医師の意見書を基に審査し、支援区分を認定します。（介護給付申請のみ）
- ④ **障害支援区分認定**……………障害支援区分は 1～6 の区分に認定されます。（介護給付申請のみ）
- ⑤ **支給決定**……………受給者証が交付されます。
受給者証を事業者に提出してサービスを利用します。

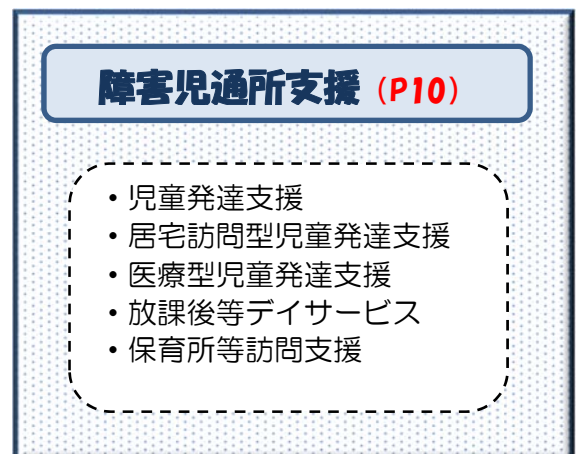
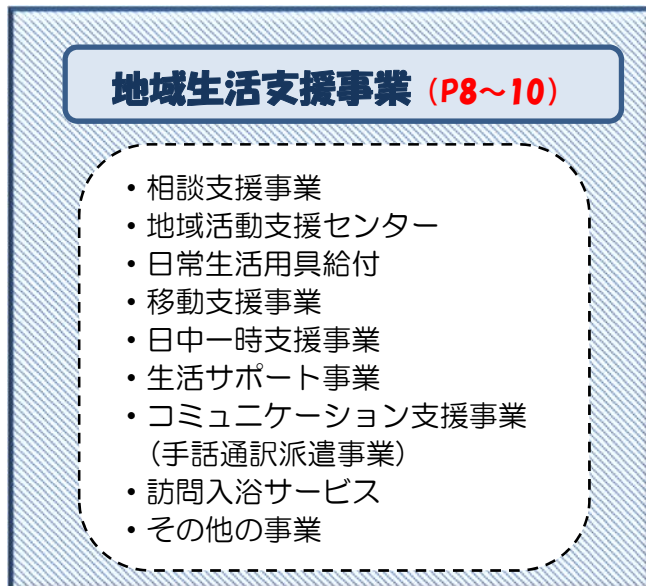
<障害福祉サービスの体系>

自立支援給付（介護給付、訓練等給付、補装具の購入・修理・借受け、自立支援医療、相談支援）、地域生活支援事業、障害児通所支援のサービス体系です。

八幡平市の障害福祉サービス体系図



<児童福祉法によるサービス>



<障害福祉サービスの利用料>

* 負担上限月額（自立支援医療、補装具以外）

①生活保護世帯の方	0円
②市民税非課税世帯の方	0円
③市民税課税世帯の方 障がい者（所得割16万円未満）	9,300円
障がい児（所得割28万円未満）	4,600円
④市民税課税世帯の方（上記以外）	37,200円

※所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障がい者（施設に入所する18歳、19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がいのある児童（施設に入所する18歳、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

<障害福祉サービスの内容>

【自立支援給付】

1 介護給付・・・自宅や入所施設で介護が必要な方が利用できるサービスです。

居宅介護

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や家事援助、通院介助などをおこないます。1回あたりの派遣時間は業務内容により異なります。

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

富士見荘指定訪問介護事業所

JA ライフサポートホームヘルプステーション西根

ふれあいセンター安代訪問介護事業所

身体介護

食事、入浴、排泄のお世話、衣類やシーツの交換など

家事援助

掃除、洗濯、買い物、食事の準備など

通院介助

通院の付き添い

生活介護

日中に、施設で食事、入浴などの介護サービスや創作活動の支援をおこないます。

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

八幡平ハイツデイサービスほかほかクラブ、そよかぜの家、ポパイの家、

小規模多機能ホームくるまっこ

短期入所（ショートステイ）

自宅で世話をしている家族の病気や外出等で一時的に障がいのある方のお世話ができなくなったときに、障害者施設に短期間入所して、食事や入浴などの支援を受けることができます。

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

小規模多機能ホームくるまっこ

施設入所支援

施設に入所している障がいのある方に、夜間や休日に、入浴、食事、排泄の介助等の支援をおこないます。本人及び配偶者の所得内容により食事代の負担が発生する場合があります。

八幡平市内には入所施設がありませんので、市外の事業所を利用することになります。

2 訓練等給付・・・日常生活に必要な訓練や就労に向けての訓練を希望する方が利用できます。

就労継続支援A型

雇用契約に基づいて就労が可能と思われる方に働く場を提供し、就労に向けての支援をおこないます。八幡平市内にA型事業所はありませんので、市外の事業所を利用することになります。

就労継続支援B型

一般企業での就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、就労に向けての支援をおこないます。（旧作業所等です。）

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

そよかぜの家、ポパイの家、すばる、ワークサポート蓮華

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活をおこなう住居で、相談や日常生活の支援を行います。また、障がいのある方の状況に応じて、入浴、食事、排泄の介助等の支援をおこないます。

日中は通所サービスや仕事に行く方が利用できます。

利用料は市民税非課税の場合はありませんが、実費負担として、家賃、食費、光熱水費がかかるため、月額5～6万円前後が自己負担となります。

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

共同生活事業所「八幡平」川村ホーム・七時雨ホーム、ケア・ホーム岩手山、グループホーム姫神山、グループホーム早池峰山、グループホーム愛宕山、さつきホーム、ひまわりホーム、たかさホーム、ラパンアジルホーム、グループホームかえるの家、共生型グループホーム白山の里、グループホーム野駄の家

3 補装具の購入・修理・借受け・・・主に身体障害者手帳を所持している方を対象に、障がいの軽減を図るために補装具の購入や修理、借受けに係る費用を給付します。

補装具の種類

義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、矯正・遮光・弱視眼鏡、補聴器、車椅子、歩行器、電動車椅子、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
 ※児童のみ支給・・・座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具



補装具の申請

補装具は、購入する前に申請が必要です。また、補装具の種類によって、医師意見書や身体障害者更生相談所の判定が必要なものもあります。詳しいことは障がい福祉係へお問い合わせください。
 ※補装具についても、市民税非課税世帯の場合は自己負担がありませんが、市民税課税の場合は基準額の1割をご負担いただきます。なお、補装具ごとに基準額が定められておりますので、基準額を超える場合は超えた分をご負担いただきます。

*** 借受けについて ***

成長に伴って短期間での交換が必要となる場合や、短期間の利用が想定される場合など、購入するより借受けによることが適切と考えられる場合は、借受けが可能になります。(歩行器、座位保持椅子等)

4 自立支援医療・・・特定の病気の通院や手術に係る費用の一部を給付します。

※自立支援医療自己負担額は原則として1割負担です。

ただし、*世帯の所得に応じて1か月あたりの自己負担の上限額を設定しています。

*世帯とは：同じ医療保険に加入している家族をいいます。

- 精神通院医療・・・精神疾患の通院に係る医療費の一部を助成します。
- 更生医療・・・身体障害者手帳を所持している方の障がいを軽減するために必要な手術等に係る費用の一部を助成します。
- 育成医療・・・身体に障がいのある児童の障がいを軽減するために必要な手術等に係る費用の一部を助成します。

生活保護世帯	市民税非課税 本人収入 800,000円 以下の世帯	市民税非課税 本人収入 800,001円 以上の世帯	市民税所得割 33,000円未満の世帯	市民税所得割 33,000円以上 235,000円未満の世帯	市民税 所得割 235,000円 以上の世帯
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額：医療保険の自己負担限度額		自立支援医療費対象外 (医療保険の負担限度額)
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	
			「重度かつ継続治療が必要な方」		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

5 相談支援・・・サービス等利用計画の作成や、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）をおこないます。

【地域生活支援事業】

地域で障がいのある方が安心して暮らせるよう八幡平市が事業所等に委託して事業をおこないます。

※ 地域生活支援事業の利用者負担上限額も、障害福祉サービス利用料と同様となっております。

相談支援事業

障害福祉サービス利用等について、専門の相談員が総合的な相談、支援をおこないます。

委託先・・・＜八幡平市外の事業所＞

- ★My^{まいむ}夢(Tel.019-605-8822 盛岡市本町通 3-19-1 岩手県福祉総合相談センター2階)
- ★もりおか障害者自立支援プラザ(Tel.019-632-1331 盛岡市三本柳 13-42-1)
- ★障害者地域生活支援センターしんせい(Tel.019-697-3300 矢巾町大字又兵衛新田 6-17-2)
- ★ソーシャルサポートセンターもりおか(Tel.019-651-6271 盛岡市本町通 1-9-14)

地域活動支援センター

障がいのある方の地域活動(創作・生産活動や社会交流等)を支援します。

八幡平市にお住まいの方は、無料でご利用いただけます。(特別活動に必要な費用は実費です。)

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

地域活動支援センター「ふらっと」 ※事業所の運営は、岩手県社会福祉事業団「中山の園」に委託しています。

日常生活用具給付

障がいのある方に次の日常生活用具の給付をおこないます。

- 介護・訓練支援用具(特殊寝台、マット等)
- 自立生活支援用具(入浴補助用具等)
- 在宅療養等支援用具(ネブライザー等)
- 情報・意思疎通支援用具(点字器等)
- 排泄管理用具(ストーマ装具、紙おむつ等)
- 居宅生活動作補助用具(住宅改修)

移動支援事業

屋外での移動に支援が必要な障がいのある方に、ヘルパーを派遣して外出の支援をおこないます。

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

- 富士見荘指定訪問介護事業所
- JA ライフサポートホームヘルプステーション西根
- ふれあいセンター安代デイサービスセンター

日中一時支援事業

障がいのある方に活動の場を提供し、ご家族の就労や介護の一時的な負担軽減(リフレッシュ)を支援します。

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

むらさき苑、西根北部デイサービスセンター、ふれあいセンター安代デイサービスセンター、りんどう苑デイサービスセンター、地域活動支援センター松の実、まるごとケアの家 里・つむぎ

点字・声の広報発行事業

視力障がい等のため、文字による情報入手が困難な方に点訳・音訳による広報の提供を定期的におこないます。

郵送でお届けします。

委託先:八幡平市ほおずきの会

訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な方に、訪問入浴車による入浴サービスをおこないます。

八幡平市で利用できる事業所はありませんが、盛岡市の事業所が対応します。

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語、音声機能、視力障がいのある方が他の人と意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記等をおこなう人を派遣します。

委託事業所:岩手県立視聴覚障がい者情報センター

代読・代筆ヘルパー派遣事業

視力障がい等により、字を書いたり読んだりすることが困難な方にヘルパーを派遣して代筆・代読をしてもらいます。

※居宅介護との同時利用の場合に限ります。

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

富士見荘指定訪問介護事業所

JA ライフサポートホームヘルプステーション西根

生活サポート事業

障害者総合支援法の自立支援給付による居宅介護が支給決定されていない方に対し、ヘルパーを派遣して必要な日常生活の支援をおこないます。

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

富士見荘指定訪問介護事業所

JA ライフサポートホームヘルプステーション西根

自動車運転免許取得費助成事業

知的障がいや身体障がいのある方の社会参加を支援するために、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。(上限額10万円)

自動車改造費助成事業

身体障害者手帳1~2級所持者を対象に、**自らが運転する自動車**の改造費用の一部を助成します。(1車両1回のみ、上限額10万円)

障がい者社会参加促進支援事業

手帳による交通機関の割引制度を利用しないで、月10日以上、福祉サービス事業所等に通所している方に対して、通所にかかる交通機関の運賃または料金の一部を助成します。

その他の事業として、**更正訓練費給付事業、知的障がい者職親委託制度**があります。

【障害児通所支援】

施設などへ通所を希望する児童が利用できます。

児童発達支援

日帰りで障がいのある児童(未就学児)の日常生活に必要な訓練や支援をおこないます。

八幡平市で利用できる事業所はありませんので、市外の事業所を利用することになります。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後または休業日に障がいのある児童の日常生活に必要な訓練や支援をおこないます。

◆◆◆八幡平市内で利用できる事業所◆◆◆

放課後等デイサービス きらきら星

放課後等デイサービス きらきら星2号館

医療型児童発達支援

日帰りで障がい(上肢・下肢・体幹の機能の障がい)のある児童(未就学児)に、日常生活に必要な基本的動作や知識技能を習ってもらい、集団生活に適応できるよう適切な指導と訓練をおこないます。

居宅訪問型児童発達支援

通所での支援が困難な重度の障がいなどがある児童に、居宅を訪問して発達の支援をおこないます。

八幡平市内の、日常生活用具(紙おむつ、ストーマ装具等)を購入できるお店は下記のとおりです。

紙おむつを購入できるお店

(株)薬王堂岩手西根店(大更地区) 電話 76-5501
(株)ツルハドラッグ(平館地区) 電話 64-1810

ストーマ装具を購入できるお店

大更調剤薬局 電話 70-1320

***購入するには、市役所地域福祉課、西根・安代総合支所又は田山支所で申請が必要です。市役所から決定通知をお送りしますので、届いてからお店に依頼してください。**

(2) 障害者手帳

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があります。手帳の取得方法や手帳を利用して受けられるサービスについてお知らせします。

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、視覚、聴覚又は平衡機能、音声、言語又はそしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能に障がいがある方で、障がいの状態が固定した状態であると認められた方に交付されます。

申請手続き

指定の医師診断書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽上半身）、申請書、マイナンバー（カードか通知書）を準備の上、市役所地域福祉課、西根・安代総合支所又は田山支所に提出してください。（診断書用紙と申請書は、市役所地域福祉課、西根・安代総合支所及び田山支所に準備してあります。）

② 療育手帳

知的障がいのある方に交付されます。

療育手帳交付のためには、岩手県福祉総合相談センターで判定を受ける必要があります。判定を受けるには事前の予約が必要になります。

判定機関 岩手県福祉総合相談センター

18歳未満の方 児童相談課 電話 019-629-9606

18歳以上の方 障がい保健福祉課 電話 019-629-9613

申請手続き

写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽上半身）、申請書を準備の上、市役所地域福祉課、西根・安代総合支所に提出してください。（申請書は市役所地域福祉課、西根・安代総合支所に準備してあります。）

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神の病気のために長期（6か月以上）にわたり、日常生活または社会生活に制約のある方が対象となります。

申請手続き

指定の医師診断書、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽上半身、但し希望者のみ）、申請書、マイナンバー（カードか通知書）を準備の上、市役所地域福祉課、西根・安代総合支所に提出してください。（診断書用紙と申請書は、市役所地域福祉課、西根・安代総合支所に準備してあります。）

* すでに精神障がいを事由とする障害年金を受給している方は、年金証書の写しがあれば、診断書がなくても申請できます。

(3) 特別児童扶養手当

精神や身体に障がいのある20歳未満のお子さんを養育している保護者に支給されます。(※保護者や同居親族の所得が一定の額を超えるときや、お子さんが施設に入所しているときは支給されません。)

障がいのあるお子さん一人につき、1級の場合は月額53,700円、2級の場合は月額35,760円支給されます。

* 特別児童扶養手当の支給を受けるには医師の診断書、申請書等の書類が必要ですので、地域福祉課児童福祉係にご相談ください。

(4) 障害基礎年金、障害厚生年金

国民年金に加入している方が、病気やけがで障がい者となったときには障害基礎年金を受けることができます。仕事をしていて厚生年金に加入しているときに障がい者になった場合は、障害厚生年金を受けることができます。

障害認定日(初診日から1年6か月以内に状態が固定、または1年6か月経過した日)の状態が1級から2級(厚生年金のみ3級まで)に該当する場合には年金の支給が受けられます。但し、初診日に納付要件などの条件を満たしていることが必要です。

* 詳しいことは、市民課国保年金係にご相談ください。

(5) 特別障害者手当

20歳以上で、日常生活において常時特別な介護が必要な障がいを有する方に支給される手当です。

在宅で、身体や精神に重度の障がいがある、又は常時寝たきりであるなどの理由により特別な介護を必要とする方が対象になります。

* 詳しいことは、地域福祉課障がい福祉係にご相談ください。

(6) 障害児福祉手当

20歳未満で日常生活において常時介護が必要な障がいを有する児童に支給される手当です。

在宅で、身体や精神に重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする児童が対象になります。

* 詳しいことは、地域福祉課障がい福祉係にご相談ください。

(7) 障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡、重度障がい)があったとき、障がいのある方に生涯にわたり一定金額の年金を支給する制度です。

加入できる保護者の要件は、65歳未満で特別な病気や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態にある方です。

障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人です。

* 詳しいことは、地域福祉課障がい福祉係にご相談ください。

(8) 介護保険

65 歳以上と 40 歳から 64 歳の特定疾病の方で、介護が必要となった時に介護サービスまたは介護予防サービスを利用できます。

介護保険は、申請をして要介護認定を受けてから利用することになります。

* 詳しいことは、健康福祉課包括支援センター係にご相談ください。

特定疾病

筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、多系統萎縮症、初老期における認知症、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、末期がん

(9) 難病等

令和3年11月1日から障害福祉サービスの対象となる難病等が361から366へ拡大されました。対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても必要と認められた支援が受けられます。対象疾病の診断を受けている方が、障害福祉サービスを利用するためには、診断書などの証明書が必要です。申請後、聞き取り調査などを行ったうえで、支給を決定します。(利用できるサービス内容は身体状況などによって異なります。)

* 366の疾病、申請内容等詳しいことは、地域福祉課障がい福祉係にご相談ください。

(10) 障害者差別解消法

この法律は「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日からスタートしています。基本的な事項や、国・地方公共団体・民間事業者による「障がいを理由とする差別の禁止」を定めています。

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。



八幡平市の障害福祉サービス事業所一覧

	事業所名	住 所	電話番号
相談支援	くらしの相談室	八幡平市大更25-223-11 ハイブリッジA棟105号	68-7250
	相談支援事業所かけはし	八幡平市大更19-79-1	080-7698-5236
居宅介護	富士見荘指定訪問介護事業所	八幡平市柏台2-5-15	78-4220
	ふれあいセンター安代訪問介護事業所	八幡平市小柳田210-1	72-3298
	JA ライフサポートホームヘルプステーション西根	八幡平市田頭39-72-2	70-2181
日中一時支援	西根会指定通所介護事業所(むらさき苑)	八幡平市田頭24-36	76-3100
	西根会北部指定通所介護事業所(西根北部デイサービスセンター)	八幡平市堀切14-16-1	64-1110
	ふれあいセンター安代デイサービスセンター	八幡平市小柳田210-1	63-1501
	りんどう苑デイサービスセンター	八幡平市丑山口27-5	73-2722
	地域活動支援センター松の実(NPO 法人まつぼっくり)	八幡平市大更16-4-284	76-5020
	まるごとケアの家 里・つむぎ	八幡平市田頭12-99-1	76-4424
日中活動系	(就労継続支援B型・生活介護)そよかぜの家	八幡平市野駄14-32	75-2878
	(就労継続支援B型・生活介護)ポパイの家	八幡平市大更39-139	75-2295
	(就労継続支援B型) ワークサポート蓮華	八幡平市田頭8-139-2	68-7821
	(就労継続支援B型) すばる	八幡平市田頭22-108-3	68-7230
	(生活介護)八幡平ハイツデイサービスほかほかクラブ	八幡平市松尾寄木1-590-4	78-2229
	(生活介護)小規模多機能ホーム くるまっこ	八幡平市田頭12-94-1	75-2310
	地域活動支援センター「ふらっと」	八幡平市大更21-10-5	75-1167
居住系	共同生活事業所「八幡平」 川村ホーム	八幡平市大更25-121-6	※居住系問い合わせ先のとおり
	共同生活事業所「八幡平」 七時雨ホーム	八幡平市大更25-149	
	ケア・ホーム 岩手山	八幡平市平笠10-63-2	
	グループホーム 姫神山 グループホーム 早池峰山	八幡平市平笠9-76-1	
	グループホーム 愛宕山	八幡平市平笠9-42-2	
	ひまわりホーム	八幡平市大更18-88-108	
	たかさホーム	八幡平市大更16-4-183	
	ラパンアジルホーム	八幡平市大更18-50-435	
	さつきホーム	八幡平市大更18-50-93	
	グループホーム かえるの家	八幡平市大更10-43-3	
	共生型グループホーム 白山の里	八幡平市田頭12-18-1	
	グループホーム 野駄の家	八幡平市野駄18-90-4	
(短期入所)小規模多機能ホーム くるまっこ	八幡平市田頭12-94-1	75-2310	
障がい児	放課後等デイサービス きらきら星	八幡平市大更16-4-241	68-7270
	放課後等デイサービス きらきら星2号館	八幡平市大更34-62-1	78-8655

※居住系問い合わせ先

○共同生活事業所「八幡平」 川村ホーム、七時雨ホーム

地域活動支援センター ふらっと 電話:75-1167

○ケア・ホーム 岩手山、グループホーム 姫神山、グループホーム 早池峰山、グループホーム 愛宕山

株式会社西部産業 電話:75-2520

○ひまわりホーム、たかさホーム、ラパンアジルホーム、さつきホーム

特定非営利活動法人まつぼっくり 電話:76-5020

○グループホームかえるの家

株式会社 That's Life 電話:78-8145

○共生型グループホーム 白山の里、グループホーム 野駄の家

特定非営利活動法人里・つむぎ八幡平 電話:76-4424

障害者手帳等で受けられる割引などの制度

利用できる制度		身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	要件等
医療費の 助成	県単独	手帳1.2級	手帳A判定		障害基礎年金1級を受給している方は、手帳の有無や等級に関わらず対象になります。
	市単独	手帳3級			障害基礎年金2級を受給している方は、手帳の有無や等級に関わらず対象になります。
補装具給付		○			品目によって異なりますので、お問い合わせください。
日常生活用具給付		○	一部給付可	一部給付可	
JR料金割引 (5割引)		○	○		第1種身体障害者手帳又は療育手帳Aをお持ちの方は介護者も割引になります。 (距離により制限があります)
IGR いわて銀河鉄道 料金割引 (5割引)		○	○	○	第1種身体障害者手帳、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は介護者も割引になります。(IGR路線に限ります)
路線バス料金割引 (5割引)		○	○	○ (写真添付必須、 普通運賃のみ)	第1種身体障害者手帳又は療育手帳Aをお持ちの方は介護者も割引になります。 ※定期券は対象外
八幡平市コミュニ ティバス割引 (5割引)		○	○	○	常時介護を要する方は、介護者も割引になります。
航空運賃割引		○	○	○ (写真添付必須)	介護者も割引になります。 ※航空会社により異なる場合がありますので、詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

利用できる制度		身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健 福祉手帳所持者	要件等
有料道路料金割引 (5割引)		○	手帳A判定 (手帳所持者が 同乗し、介護者 が運転する場合 のみ)		第1種身体障害者手帳をお 持ちの方は介護者が運転し た場合も割引になります。 ※手帳所持者が乗車してい ること。
タクシー料金割引 (1割引)		○	○		岩手県内すべて
八幡平市福祉タクシ ー券交付		手帳1.2級	手帳A判定	手帳1.2級	
NHK 受信料	全額免除	○	○	○	同じ住所の方全員が非課 税
	半額免除	手帳1.2級及び 視覚・聴覚障がい 者のみ	手帳A判定	手帳1級	契約者が世帯主で手帳所 持者
NTT電話番号案内		○	○	○	
携帯電話料金割引		○	○	○	
自動車税 軽自動車税 自動車取得税	○ 障がい名により 減免される級が 異なります	○	手帳A判定	手帳1級	車の所有者が障がい者名 義の場合
税金所得控除		○	○	○	

※ 障がいの内容によっては対象とならない制度もありますので、詳しくはそれぞれの担当
機関にお問い合わせください。

八幡平市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

八幡平市では、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の実
現をめざして、「八幡平市障がい者計画」及び「八幡平市障がい福祉計画・障がい児福祉
計画」を策定しています。

この計画は、障がいのあるなしにかかわらず、地域の人々が**ふれあい、わかちあい、
ささえあい**ながら暮らしていく**地域づくり**をめざしています。

八幡平市地域福祉課障がい福祉係



八幡平市障がい福祉ガイドブック

令和5年12月

発行 八幡平市

編集 八幡平市地域福祉課 障がい福祉係

〒028-7397 岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

TEL 0195-74-2111 FAX 0195-74-2102
